

日本保険仲立人協会

# 「保険士」認定制度導入

## プロフェッショナル育成の一助に

一般社団法人日本保険仲立人協会は7月31日、「保険士」認定制度の設立を発表した。同制度は、保険仲立人資格者(損保資格と生保資格の両方を持つ)で、実務経験を通して実践力と専門職業人としての見識を養った「保険とリスクのプロフェッショナルアドバイザー」と言える人に対して、「保険士」の称号を同協会が認定するもの。同協会の平賀暁理事長は「保険士の認定によって保険仲立人業務に従事する人が、一層の自己研さんに励み、実践業務を通して社会全体のリスクマネジメント力の向上、保険活用的高度化、効率化の促進にこれまで以上に貢献していけるようになることを切望する」としている。

ことが必須となっているため、18年度に保険士認定申請をして認定され、18年度末までに更新研修を受講して19年1月から21年12月まで「保険仲立人資格」を更新した場合は保険士の認定も同じく21年12月まで有効となる。

認定者は特典として、同協会主催の研修会等の参加料が減免される。また同協会のホームページ上に氏名等が掲載される他、名刺に保険士の称号を入れることができる。ただし、「保険士」の称号を名乗ることができるのは保険仲立人業務に携わっている場合に限られる。

保険士という称号をつくることで、生損保の保険仲立人資格を持った人たちがさらに切磋琢磨(せつさたくま)していく土壌ができ、リスクマネジメントの総合コンサルタントである保険仲立人の役割と機能への理解を深め、保険仲立人の水準の向上に努め、その社会的意義を高めることにつながっていくことが制度を導入した協会の狙い。こうした思いは、英文名の「プロフェッショナル・リスク&インシュアランス・アドバイザー(PRIA)」からも読み取ることができる。

保険仲立人制度が導入された1997年から21年。同協会では、日本における保険仲立人の立ち位置をさらに押し上げる施策として「保険士」の認定を推進していく考えだ。

「保険士」は同協会が実施している損害保険仲立人試験と生命保険仲立人試験の両方に合格して「保険仲立人資格」の認定を取得し、有効期限内であること②応募時点で、資格取得日(損保と生保で取得日が異なる場合は新しい方の日付)から3年以上経過しており、保険仲立人登録者として保険仲立人業務に3年以上の実務経験を有していること①の2点。

実務経験としては、保険仲立人業務だけに限定せず、一般企業などでリスクマネジメント関連業務に従事した経験も含めることにしている。

認定申請に当たっては、リスクマネジメントや保険に係る課題や展望に関して、自らの実務経験を踏まえ業界の発展や課題解決に寄与するような論考を小論文として提出することが必要。小論文は、保険士認定の有効期限は3年だが、保険仲立人資格の有効期限内である

応募条件は①同協会が

実施している損害保険仲

実務経験として、保

外部有識者2人、協会の

認定者は特典として、

こうした思いは、英